

埋文

とやま

Toyama Prefectural Center for Archaeological Operations

2014.12.20

VOL

129



弥生時代の壺は底が丸くできています。なので、火から下ろした後に平らな所に置くと倒れてしまいます。それを倒れないように乗せておくためのものが、この「器台」です。中央は筒抜けになっています。

上下で対応するように立てられた縁や、周囲にアクセントで開けられた穴など、シンプルながらも目を引くデザインが施されています。

弥生土器器台 上市町江上A遺跡出土

とっておき埋文講座①●とやまの史跡50年
とっておき埋文講座②●日本の史跡100年の歩みと展望
埋文あらかると●「魚津産黒曜石の利用」
センターフラッシュ●企画展「弥生時代のとやま」
行ってこれよ●高岡市鋳物資料館

富山県埋蔵文化財センター

とやまの史跡50年

とっておき埋文講座①

1 はじめに

「高岡城跡 国史跡に 文化審答申」と地方紙の各社は平成26年11月22日、1面に大きく報道しました。これにより、富山県内の国指定史跡は20件となる予定です。来年3月の北陸新幹線開業を前に、富山の新たな歴史遺産がまた1つ加わることとなります。ただ高岡城跡は昭和14年(1939)に本県初の史跡名勝として指定されたもので(新条例により史跡指定となるが)、以来今日まで県指定の史跡でした。

史跡とは、辞書によれば「歴史上、重大な事件にゆかりのある場所や施設等の跡。史蹟。」文化財保護法では、文化財を6つに体系化しその一つに「記念物」があります。その記念物を構成する貝塚、古墳、都城跡や旧宅等の遺跡のうち重要なものを史跡として指定する、としています。つまり国県市町村が遺跡等を指定すると史跡と呼ばれることとなります。

では具体的にどのようなものを指すのか、国の文化財保護行政の変遷も視野に入れながら、本県の史跡の歩みを紹介します。

2 国の文化財保護行政

(1) 明治時代

明治維新(1868)後、廃仏毀釈により日本の歴史的・伝統的な建物や宝物などが破壊や散逸の危機に直面しました。これに危機感を抱いた識者たちは大学(文部省の前身)に保護を要請しました。

これを受け、政府は明治4年(1871)古

器旧物保存方、明治7年(1874)古墳発見ノ節届出方、明治13年(1880)人民私有地内古墳等発見ノ節届出方を定め、前述の危機の防止を図りました。明治21年(1888)宮内省に臨時全国宝物取調局の設置し、岡倉天心らが全国の宝物類約21万5千点を鑑査し、優品には登録し、鑑定状を発行しました。明治30年(1897)古社寺保存法を公布、従来あった内務省と宮内省の制度を一元化するとともに保存金を下付し、建物と宝物の修理・保存にあたらせました。また「国宝」または「特別保護建造物」も決めました。ちなみに明治33年(1900)富山市八尾町本法寺の絹本著色法華経曼荼羅図21幅はこの法律により指定されたもので、本県最古の国指定物件です。

埋蔵文化財については、明治32年(1899)に公布された遺失物法に、考古学的資料となるような埋蔵物を発見した場合は警察に届けるよう定められました。

(2) 大正時代

大正8年(1919)、国の発展に伴う開発事業から自然や歴史的遺産を守ることを目的に、史蹟名勝天然記念物保存法が公布されました。大正11年(1922)氷見市の朝日貝塚、大境洞窟住居跡の指定はこの法律によるもので、国史跡としては本県初の指定です。

(3) 昭和時代

昭和4年(1929)、国宝保存法を公布。これまで国は社寺等の建造物や宝物だけを対象としていた保存枠を、城郭や大名家・個人の宝物にも広げ、かつ重要品はすべて国宝に指定し維持管理に補助金を交付、また国宝の輸出は許可制とし



整備された国史跡大境洞窟住居跡

ました。同法により国宝は厳しく規制されましたが、その半面それ以外の貴重品の海外流出が際立ち、昭和8年(1933)重要美術品等ノ保存ニ関スル法を定め、国宝以外の貴重な美術品の海外流出の防止も強化しました。

終戦、昭和24年(1949)法隆寺の金堂壁画の焼失を契機に、文化財保護のあり方を見直す風潮が高まり、昭和25年(1950)新文化財保護法を公布し戦前の3法を廃止しました。新保護法では文化財全般を体系的に整備するとともに、文部省の外局として文化財保護委員会(のちの文化庁)を設置し、文化財保護行政のあり方も刷新しました。

昭和29年(1954)保護法を抜本的に改定。無形文化財の保持者制度(人間国宝)の設置、民俗文化財を有形文化財から分離し民俗を有形・無形に分類、周知の埋蔵文化財包蔵地での届出制度等を整備しました。

3 とやまの史跡50年

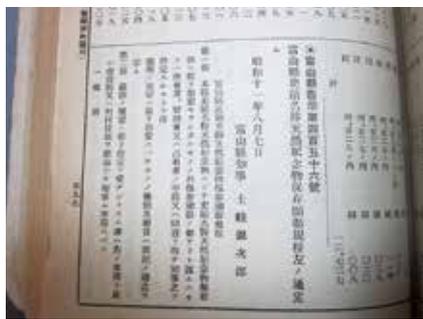
(1) 戦前まで

昭和時代に入るまで、県独自の文化財保護行政は行っていませんでした。

史蹟名勝天然記念物保存法が公布さ

れた後の大正10年(1921)、県は県内の史跡名勝天然記念物を調査する調査会を設置しました。会は昭和18年までの23年間、県内の史跡、名勝、天然記念物等をくまなく調査し、その結果を15冊の報告書に取りまとめました。

昭和11年(1936)、県の文化財保護に関して初となる、富山縣史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程を定めました。これにより昭和14年(1939)史跡6箇所、史跡名勝1箇所、天然記念物17箇所を指定し、以降昭和24年までに95箇所を指定しました。(表1参照)

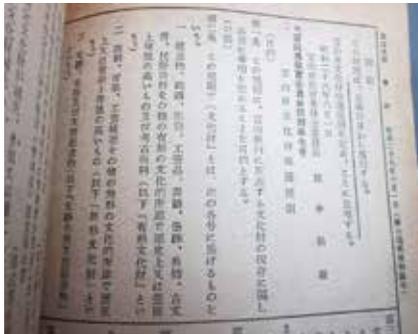


富山縣史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程を県報告示(昭和11年8月7日)

(2) 新規則

国の新文化財保護法に準じ県も文化財保護のあり方を見直しました。昭和28年(1953)、有形文化財も加えた、富山県文化財保護規則を公布。昭和29年(1954)には建造物3箇所、彫刻2躯、工芸品2点、天然記念物4箇所を指定しました。これが有形文化財として県初の指定となりました。以降、昭和38年までに有形文化財37件、史跡5箇所、天然記念物17箇所、民俗資料1件を指定しました。(表2参照)

ただ前記の規則が公布されても、顕彰規程による指定物件も有効とされたため史跡や天然記念物等では基準が異なる指定物件が混在することとなりました。



富山県文化財保護規則を県報告示(昭和28年6月1日)

(3) 新条例

県は規程と規則が存在することや保護法が改定されたこと等の状況から、従来の指定物件を抜本的に見直し、新たな視点から文化財を指定することとしました。昭和38年(1963)3月25日、県内に存在する文化財について、その保存及び活用を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに我が国の進歩に貢献することを目的として「富山県文化財保護条例」を公布しました。

翌昭和39年(1964)7月14日、新条例による県指定第1号として、工芸品2件、無形文化財保持者3人を指定。その後、昭和40年(1965)1月1日に14種別から93物件を県指定としました。その中には11箇所の史跡も含まれていました。

以降、平成26年12月1日現在、県指定文化財は207件を数えます。

4 文化財保護の意義

現在、県内には国指定19箇所、県指定29箇所、市町村指定184箇所、計232箇所もの史跡があります。これらは先人たちが懸命に生きた証であり、また地域な歴史や文化の基なるものであります。

また「ふるさと富山」の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の富山の向上発展の基礎となるものであります。このような歴史的・文化的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことと考えます。

今年は新条例による県指定史跡第1号が誕生してから数えて50年の節目の年となります。50周年の節目の機会に、史跡のみならず本県の優れた文化財にふれていただき、郷土に対する誇りや愛着を再確認していただければと思います。



富山県の国県指定文化財を記載した冊子(富山県教育委員会 昭27~46年発行)

(安念幹倫)

表1 富山縣史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程による指定件数一覧

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	計
指定年月日	昭和14年 7月11日	昭和15年 9月28日	昭和16年 12月4日	昭和18年 2月16日	昭和18年 9月11日	昭和23年 4月24日	昭和24年 1月27日	
史跡	6	4		4	2	3	2	21
史跡(明治天皇関係)				17	1	1		19
史跡名勝	1							1
史跡天然記念物			3					3
天然記念物	17	3	9	2	1	8	9	49
名勝天然記念物							1	1
名勝							1	1
計	24	7	12	23	4	12	13	95

表2 富山県文化財保護規則による指定件数一覧

回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	計
指定年月日	昭和29年 3月30日	昭和29年 10月12日	昭和31年 3月29日	昭和32年 5月9日	昭和33年 6月28日	昭和35年 3月29日	昭和36年 4月1日	昭和38年 3月31日	
建造物	3	1	2						6
絵画		1		1	1		1		4
彫刻	2	2	4	3	3	2	3		19
工芸品	2	1		1	1				5
古文書			1						1
典籍									0
絵画・筆跡・工芸品					1	1			2
史跡				1		2	1	1	5
天然記念物	4	1	1	4	4	3			17
民俗資料								1	1
計	11	6	8	10	10	8	5	2	60

日本の史跡100年の歩みと展望

奈良大学文学部教授 坂井 秀弥氏

とっておき埋文講座②

はじめに ～地域の文化財を慈しみ、 わがまちを育む～

文化財は、その土地の風土に結び付いた、多くの先人の豊かな営みを伝える大切な財産です。私は、文化財を守りながら、町づくりに活かしていくということに、文化財保護の大きな目的があると思います。

今回は、日本の史跡100年の歴史の中で、文化財保護に尽くされた多くの先人の方々に感謝しながら話をしたいと思います。

1 日本の遺跡発掘の 仕組みと現状

日本では発掘調査は年間約8000件行われており、世界で最も発掘調査をしている国です。また、日本では、発掘調査は主に地方行政組織が行います。これが日本の遺跡調査と史跡保護の大きな特徴です。全国の市町村に専門家が配置されていることが、佐賀県の吉野ヶ里遺跡や、青森県の三内丸山遺跡など、歴史を書き換えた発掘調査を支えてきました。

その最大の成果は、奈良や京都だけ



【吉野ヶ里遺跡】

ではなく、どの地域にもかけがえない豊かな歴史があったということを証明したことだと思います。

2 近代日本の文化財保護 と発掘調査

日本の文化財保護法は、1949年1月26日、法隆寺の金堂が焼損したことがきっかけとなり制定されました。文化財保護法は主に「史蹟名勝天然記念物保存法」（1919年制定）と「国宝保存法」（1929年制定）の二つの法律を統合したものです。後者の国宝保存法は1899年に制定された「古社寺保存法」を継承しています。世界的に見ても文化財保護の法律が整備されるのが1850年代以降ですので、日本の文化財保護は遅れていたわけではありません。

日本における近代の発掘調査は1877年、モースによる大森貝塚の発掘に始まります。その後、1916年、京都大学に考古学講座が開設され、唐古遺跡、石舞台古墳等、優れた調査報告書が刊行されました。富山県でも、早川荘作先生が、1926年に「越中石器時代民族遺跡遺物」を刊行しました。先生が集められた膨大なコレクションは、現在、国の登録有形文化財になっています。

先の史蹟名勝天然記念物保存法で指定された富山県内の史跡としては、朝日貝塚や大境洞窟遺跡をはじめ、日石寺石仏・桜谷古墳・王塚古墳などが挙げられます。特に朝日貝塚や



大境洞窟遺跡は保存法制定初期の指定で大変意義深いものがあると思います。

敗戦により、日本人は自らの歴史を失いました。そのような中、1947年、静岡県の登呂遺跡の発掘が始まりました。食糧難の当時、国会からは米が送られてきたり、ラジオでは定期的に登呂遺跡での発掘成果が伝えられるなど、登呂遺跡の調査は、日本国民の大きな希望でした。同時期に発見された岩宿遺跡は、日本の旧石器時代の存在を証明した遺跡です。発見者はアマチュア考古学者の相澤忠洋さんです。このころ学校教育でも発掘の実習が行われ、中学校や高校に地歴部が多く誕生しました。富山県では、富山考古学会が1949年に設立され、地域で郷土史や考古学に関心のある人たちが中心となって、富山県の考古学研究を推進してきました。

3 地域に根差した調査

高度成長期には、大規模な建設、土木工事が全国展開しました。そうした中、1965年に、文化庁と日本住宅公団との間で覚書が交わされ、発掘調査は都道府県が実施するという、現在に続く日本

埋文 あらかると

黒曜石は火山マグマ噴出に伴ってできるガラス質の岩石で、旧石器時代から縄文時代にかけて、石器の材料として盛んに利用されました。縄文時代では石鏃の材料に使われることが一番多く、石槍、石匙、石錐などにも加工されました。

黒曜石の産地は全国で160か所ほどあるといわれていますが、富山県内にも1か所知られています。それが魚津産黒曜石です。

魚津産黒曜石の特徴は、不透明で石質が均質でないこと、スコリア（軽石状の小さな粒）が含まれる場合があること、原石の表面が石炭の燃えカスに似ていて海綿状にガサガサしていることなどです。県内に多い信州霧ヶ峰産黒曜石などとは肉眼で見てもあきらかに違いがあり、容易に判別できます。

この黒曜石が魚津市内の縄文時代遺跡から多く出土すること、産地が魚津市の山間地であることも40年ほど前にはすでに知られていました。近年、県内や近県の遺跡から出土した黒曜石を見直したところ、分布図で示したとおり、新潟県西部から富山県の



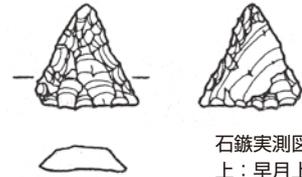
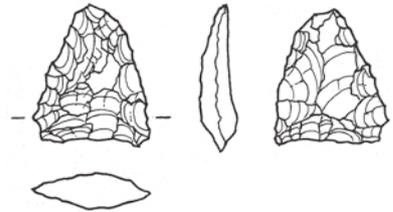
原産地と石器類出土分布図

魚津産黒曜石の利用

中央部までの地域で出土していることがわかりました。もちろん魚津市を離れるにしたがい、出土する黒曜石全体のなかで占める割合は減少していきます。



それではこの魚津産黒曜石で作られたのはどんな石器なのでしょう。石核や剥片に比べて石器製品の出土例が少なく、実態がよくわかりませんが、これまでに魚津市早月上野遺跡・石垣遺跡から石鏃が各1点ずつ、



石鏃実測図（実大）
上：早月上野遺跡
下：石垣遺跡



富山市野田遺跡から石錐が1点（麻柄一志氏採集）見つかっています。信州産黒曜石などと同じような用いられ方といえます。発見例がまだまだ少ないので、これからも丹念に探していく必要があります。

魚津産黒曜石が縄文時代前期遺跡から出土するという報告もありますが、中期中ごろから終わりごろにかけて盛んに利用されていたことは確実です。また富山市野田遺跡は縄文時代晩期が中心の遺跡なので、この時期まで採取・利用され続けていた可能性があります。

写真は産地の北2キロメートルほどの所にある魚津市石垣遺跡で40年ほど前に採集された黒曜石資料です。この遺跡は産地から最も近い集落遺跡といえるかもしれませんが、一瞥してわかるように全黒曜石154点に対して魚津産が140点（約91%）あり、圧倒的多数を占めています。近くの山に入って大量の黒曜石を採集してきて、集落の中で打ち割って加工している様子うかがえます。

もしかしら、この集落で手ごろな大きさに打ち割られ、比較的質の良い部分が流通ルートにのって広がっていたのかもしれない。

縄文人にとって重要な資源であった黒曜石も信州からはるばる運ばれてきて広域流通するものもあれば、産地周辺の限られた地域に分布するものもあり、これらが複雑に絡み合っていることが縄文時代の交易や流通の実態といえるでしょう。

（山本正敏）

弥生時代のとやま

下老子笹川遺跡の発掘成果を中心として

平成26年 **11月21日[金]** ⇒ 平成27年 **3月26日[木]**

開館／9:00～17:00 休館日／金曜日(11月21日は開館)・年末年始(12月28日～1月4日)

高岡市に所在する下老子笹川遺跡は、近年能越自動車道及び北陸新幹線建設に伴う大規模な発掘調査が行われました。これらの調査では、縄文時代晩期から弥生時代終末期の各時代のムラが見つかりました。出土品には年代区分の基準資料となる土器や玉作りの製作工程が復元できる遺物など重要なものが多数あります。

本企画展では、下老子笹川遺跡の出土品を中心として本県の弥生時代の文化や社会を紹介します。縄文時代から弥生時代へと移り変わる激動の時代を乗り越えたとやまの弥生人に想いをはせ、ふるさと富山の歴史や文化の魅力に親しんでいただきたいと思います。

〈主な展示品〉

高岡市下老子笹川遺跡出土品 (当センター所蔵)	射水市高島 A 遺跡出土品 (射水市教育委員会所蔵)
同市下佐野遺跡出土品 (当センター所蔵)	黒部市堀切遺跡出土品 (黒部市教育委員会所蔵)
同市石名瀬 A 遺跡出土品 (高岡市教育委員会所蔵)	朝日町浜山遺跡出土品 (朝日町教育委員会所蔵) ほか

関連行事

| 参加申し込み不要 |

● 県民考古学講座 (冬期)

- 第6回 平成27年1月10日(土) 13:30～
演題「弥生時代のヒスイ勾玉」 講師 高橋浩二先生(富山大学)
- 第7回 平成27年2月8日(日) 13:30～
演題「弥生時代のとやま」 講師 岡本淳一郎(当センター)

● 展示解説会 (当センター担当者による解説)

- 第1回 平成26年11月22日(土) 13:30～
- 第2回 平成27年3月15日(日) 13:30～

行ってこられよ —《59》

今度の休日、ちょっと出かけてみませんか。



高岡市鑄物資料館

高岡市金屋町

高岡の鑄物の歴史は、慶長16年(1611年)、前田利長の命により、鑄物師が金屋町に呼ばれ、鍋や釜などの鉄鑄物を製造したのが始まりです。江戸時代半ばに銅器の製造が始まり、現在まで続きます。

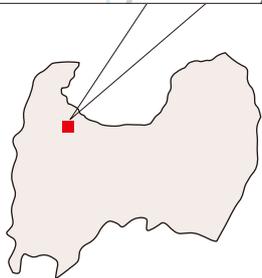
銅器製造の中心は戸出地区に移りましたが、金屋町には千本格子の家屋と石畳の美しい町並みが残りました。その中に高岡市鑄物資料館があります。民家を改修し、平成25年3月にリニューアルオープンしました。

いかにも町屋らしい狭い間口を入ると、想像以上に広い展示空間が奥へと続き、釜、農具などの製品や、鑄物製作に使う道具、古文書などが展示されています。

3つの展示室の先へ進めば緑地公園がぱっと広がり、その先には千保川が見えます。景色の変化が楽しめる場所です。近くには登録有形文化財の旧南部鑄造所の煙突とキューポラ(溶鉱炉)もあります。寒い季節ではありますが、天気の良い日をねらって、金屋界隈を散策してみたいはいかがでしょうか。



- 自家用車
国道8号線「昭和町」交差点から県道64号線を高岡市街方面へ800m
駐車場は金屋町緑地公園にあります。
- 公共交通機関
JR高岡駅から加越能バス「横田本町経由国吉行き」で
「金屋」バス停下車



編集後記

時代とともに発掘調査や文化財保護のありかたは変化してきましたが、当センターはこれからも地域に根差した文化財を紹介していきます。「弥生時代のとやま」にぜひ足をお運びください。(担当 坪坂)

富山県埋蔵文化財センターニュース「埋文とやま」vol.129

平成26年12月20日発行 編集/富山県埋蔵文化財センター 〒930-0115 富山市茶屋町206-3 TEL 076-434-2814
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/3041/maibun/index.html> ※アドレスが新しくなりました。

